

資料2

第2回検討小委員会での意見とその対応

都市政策課

1 令和7年度第2回福祉のまちづくり検討小委員会

- 日時:令和7年10月31日(金)
- 場所:兵庫県立ひょうご女性交流館 5階 501会議室
- 議事:福祉のまちづくり基本方針の改定の方向性について
- 要旨
福祉のまちづくり基本方針(改定素案)の概要について、事務局(県)から説明し、委員の意見を求めた

2 第2回福祉のまちづくり検討小委員会における意見

意見	対応(案)
県営住宅のバリアフリー化率は、新築と既存を合わせた数値となっているが、バリアフリー化が遅れている既存の率を示した方が県民の感覚に近いのでは。	現在バリアフリー化できていない県営住宅は、今後の建て替えによってバリアフリー化できていくため、新築と既存を合わせた指標のままとする。
住宅のバリアフリー化率の指標について、住宅・土地統計調査における「一定のバリアフリー化率」ではなく、「高度のバリアフリー化率」とすべき。一定のバリアフリー化は、簡素すぎてあまり意味がない。	ご指摘を踏まえ、修正する。 ■ 資料4 p8
住宅のバリアフリー化率の指標について、対象とする世帯は、65歳以上がいる世帯ではなく、全世帯を対象としてはどうか。	対象とする世帯は、バリアフリー化の需要の高まりが見込まれる65歳以上がいる世帯を対象とする。 ■ 資料4 p8

2 第2回福祉のまちづくり検討小委員会における意見

意見	対応(案)
ノンステップバスの導入率は、都市部ではほぼ100%に近く、地方部では低い。地域別に書くことも考えられる。	ノンステップバスの導入率は、事業者ごとに把握しているが、都市部と地方部を跨ぐ路線もあるなど、地域別に示すことは難しいため、従来どおりの指標とする。
「出入口から離れた位置に幅広の区画を設けてもよいのではないか。」という意見について、手引に記載するのであれば、意図せず遠いところにのみ配置されることがないように、記載内容を検討すべき。	車椅子利用者利用駐車施設について、条例上必要な設置数を出入口付近に確保し、さらに設ける場合の考え方の一例として「施設整備・管理運営の手引」に記載する。
「車椅子利用者利用駐車施設」は、国際シンボルマークが描かれ、全ての障害者が利用できる駐車区画である。車椅子使用者に限定するような名称を改めてほしい。	福祉のまちづくり基本方針においては、「車椅子利用者など障害のある方等向け駐車区画」に修正する。 ■ 資料4 p6

2 第2回福祉のまちづくり検討小委員会における意見

意見	対応(案)
災害救助法等が改正され「福祉サービス」という言葉が加わった。法と足並みを合わせるため、避難所運営における「福祉サービス」の文言を入れてはどうか。	ご指摘を踏まえ、修正する。 ■ 資料4 p22
観測指標はどのように捉えればよいのか。	観測指標の位置付けを追記する。 ■ 資料4 p27
「全て」はひらがなの方が読みやすい。	表記を「すべて」に変更する。
「地域特性」「当事者参画」「心のバリアフリー」のアイコン表記がわかりにくい。	アイコン表記を削除する。